

平 26 . 6 . 26  
際 D 5 - 2

# 税制調査会(国際課税DG⑤)

〔国境を越えた役務の提供に対する消費税について〕  
一事業者団体等の主な意見に対する考え方一

平成26年6月26日(木)

財務省

# 内外判定基準の見直し案に関する事業者団体等の主な意見に対する考え方

## 寄せられた意見

## 意見に対する考え方

1. 国外における法務等のコンサルティング、仲介サービス、国外情報に関する収集・整理・分析などを国外事業者に委託した場合、実質的な役務提供が国外で完結していることは明らかであっても、その成果物の提供や結果の報告が電気通信回線等を通じてクロスボーダーで行われることから、役務の提供が行われた場所が明らかでない取引（国の内外に亘る役務の提供）と判断されてしまうのではないか。

### 〔類似の取引例〕

国外事業者に委託し、国外で行われるシステム開発、研究開発、デザイン など

2. 国外に所在する金融資産等の管理運用等を国外事業者に委託した場合、管理運用等の役務提供が国外で行わ

1・2について

実質的な役務の提供が国外で完結している取引は、内外判定基準の原則により国外取引（不課税）となるが、例えば、以下のような役務の提供については、国内取引と解されるとの懸念が寄せられたことも踏まえ、国外取引（不課税）となることを法令等によって明確化する。

- (イ) 国外で行われる当該国外に関する情報の収集、整理若しくは分析等（その結果の提供を含む）
- (ロ) 国外で行われる当該国外に所在する資産の取得、管理又は譲渡等に係る役務の提供（その結果の報告を含む）

ただし、上記（イ）に該当する役務の提供であっても、以下のような取引については、国の内外に亘る取引に該当する。

国内において行われる役務の提供（開発したシステムを国内で導入・稼働させるといった役務提供や研究開発の成果を国内における製品製造等に反映させるための役務提供など）と一体で行われる取引

（注）今般の見直しに伴い、これまで一体的に行われてきた国の内外に亘る役務の提供を分割し、国内で行われる役務の提供部分のみを課

れていることは明らかであっても、管理運用等の結果の報告が電気通信回線等を通じてクロスボーダーで行われることから、役務の提供が行われた場所が明らかでない取引（国の内外に亘る役務の提供）と判断されてしまうのではないか。

税対象取引とする行為が行われる可能性がある。こうした役務の提供を受ける国内事業者においては、国外事業者による納税の伴わない仕入税額控除という問題が発生しうることを踏まえ、こうした取引についてもリバースチャージ方式の対象とすることを検討する。

3. 国の内外に所在するグループ企業間においては様々な役務提供取引が行われているが、こうしたグループ企業間取引は今般の見直しの対象から外すべきではないか。

多段階課税・前段階税額控除方式を採用する消費税は、グループ企業間の取引であっても人格の異なる者との取引については、例外を設けていない。したがって、グループ企業間の取引であっても、「国内において事業者が行った課税資産の譲渡等」に該当する限り、グループ企業間の取引であることをもって例外的取扱いとすることは不相当ではないか。なお、消費税が課される場合であっても、原則として、仕入税額控除制度によって課税の累積は生じない（企業損益に影響しない。）。

＜課税対象取引であると考えられる例＞

- ・ グループ内における統一的な研修を親会社の子会社に提供する  
場合
- ・ グループ内における統一的なシステム（Eメール・イントラネット等）  
を親会社が一括調達し、子会社に提供する  
場合

## その他の事項に関する事業者団体等の主な意見に対する考え方

寄せられた意見	意見に対する考え方
<p>1. 国外事業者が行う役務の性質や取引条件から「事業者向けであることが明らかでない取引」（例：取引相手を制限しないクラウドサービスなど）については、国外事業者が適切に申告・納税するためには、取引条件の見直しやポータルサイト等で事業者向けと消費者向けを分けるためのシステム開発などが必要となるため、施行までに一定の時間を取ることを要望。</p>	<p>制度改正にあたり、経済活動に対する中立性確保の観点から極力早い施行を目指しつつ、新たに納税義務が発生する国内外の事業者の事務負担等にも配慮し、所要の周知・準備期間を設ける。</p>
<p>2. 一般的に電子書籍等を提供している事業者は、購入者の住所等について、請求書の宛先及びクレジットカード番号による住所確認を行っていることから、こうした情報に基づく内外判定を認めることを要望。</p>	<p>事業者が、通常取得し得る客観的な情報に基づき購入者の住所等を確認している場合には、その判断を尊重する方向で検討する。</p>
<p>3. 国内外の事業者間の競争条件が不均衡とならないようにする観点から、リバースチャージ対象取引に係る通知義務については、取引条件等を提示する段階でも行われることを要望。</p>	<p>リバースチャージ方式の対象となる役務の提供を行う国外事業者に対しては、取引の相手方にその旨を通知する義務を課する。通知のタイミングについては、国内外の事業者間の取引条件の均衡等に配慮しつつ検討する。なお、通知の有無は、適用される課税方式に影響させないものとする。</p>